

主旨

Q1 本調査は何のために行うのですか？

健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省からの通知及び指導に基づき、扶養認定されている方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。
なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

健康保険被扶養者調書について

Q2 「健康保険被扶養者調書」を提出しなかった場合は、どうなりますか？

期限までにご提出がない場合は、令和2年11月1日付で扶養の資格を喪失させていただきます。

Q3 すでに就職をし勤務先から保険証が発行されている子供が記載されています。どうしたらよいでしょうか？

備考欄に削除する理由と年月日を赤字で記入し、被扶養者氏名を赤=線で抹消して提出してください。

なお、以下の書類をすみやかに会社の健康保険事務担当者に提出してください。

- ①「被扶養者（異動）届」＋「被扶養者認定・削除通知書」《健保HPより取得できます》
- ②現在お持ちの栗田健保発行の保険証
- ③就職先で発行された保険証 [コピー・スマホ写真の印刷可] または 資格取得証明書 [原本]

Q4 長女が近々就職する予定ですが、調書の提出は必要ですか？

備考欄に「令和2年〇月〇日就職予定」と赤字で記入し、被扶養者氏名を赤=線で抹消してください。

後日（就職後）、以下の書類を会社の健康保険事務担当者に提出してください。

- ①「被扶養者（異動）届」＋「被扶養者認定・削除通知書」《健保HPより取得できます》
- ②現在お持ちの栗田健保発行の保険証
- ③就職先で発行された保険証 [コピー・スマホ写真の印刷可] または 資格取得証明書 [原本]

Q5 記載されている住所やフリガナが間違っていますが、どうすればよいでしょうか？

誤りがある箇所を赤=線を引き訂正してください。

なお、単身赴任中の被保険者の方は、現在お住まいの住所をご記入ください。

住民票

Q6 なぜ住民票を提出するのですか？

令和2年4月1日に、健康保険法等が改正され、扶養家族を認定するための要件に、「日本国内に居住すること」が加わりました。そのため国内に住所を有しているかを住民票で確認させていただきます。

※外国に留学する学生、被保険者の海外赴任に同行する家族、観光・保養・ボランティア活動などで一時的に海外に渡航されている人など、日本国内に生活の基礎があると認められる特別な事情がある場合は、例外として被扶養者になれることができます。

所得証明

Q7 非課税証明書に記載がありません。証明書として問題ありませんか？

収入がない場合、非課税証明書にアスタリスク（*）のみの証明書が発行される場合がありますが、所得の申告を行い（0円申告）、所得金額「0円」と記載されたものを発行するよう依頼してください。

Q8 給与収入とは、総支給額（税金等控除前）と手取り額（税金等控除後）のどちらで判断しますか？

総支給額（税金等控除前）で判断します。

ポイント 交通費も収入に含まれます！

Q9 勤務先が複数あるのですが、どれを提出すれば良いのでしょうか？

すべての勤務先の直近3か月分（令和2年6月～8月支給分）の給与明細書〔コピ-〕をご提出下さい。

Q10 直近3か月分（令和2年6月～8月支給分）の給与明細書〔コピ-〕が必要ということだが給与明細書が1か月分足りません。どうすればよいのでしょうか？

提出する給与明細書が1か月分のみ足りない場合は、令和2年5月支給分をご提出ください。

（例）6月支給分が足りない場合・・・5月・7月・8月支給分を提出

※現在もお勤め先に在籍していて、令和2年6月～8月支給の給与明細書の内2か月分の給与明細書をご用意できない方は、【別紙4】「給与支払・見込証明書」を勤務先に提出し、年間(R2.1月～12月分)の給与収入を証明してもらってください。

※給与明細書の提出について分からないことがあれば、栗田健康保険組合までお問い合わせ下さい。

Q11 すでにアルバイト先を退職していて、3か月分の給与明細書を提出できません。

手元にある2か月分（1か月分）のみ提出すればよいのでしょうか？

すでにアルバイト先を退職している場合は、提出できる給与明細書と、

【別紙5】「退職に関する申立書」を必ずご提出ください。

Q12 調査対象者が留学等で一時的に海外へ渡航している場合の添付書類について教えてください。

事由	添付書類
外国において留学する学生	①査証 ②学生証、在学証明書、入学証明書の写し いずれか ①②両方
観光、保養又はボランティア活動 その他就労以外の目的で一時的に 海外へ渡航している方	①査証 ②ボランティア派遣期間の証明 または、 ボランティアの参加同意書等の写し ①②両方

Q13 添付する証明書類の用意が、提出期限までに間に合いません。

どうしたらよいのでしょうか？

添付する書類が、会社の提出期限内に用意できない場合は、「健康保険被扶養者調書」の備考欄に「期限までに提出できない理由」と「○月○日までに証明書類提出」と記入して「健康保険被扶養者調書」と揃っている添付書類を先に提出し、入手後速やかに提出してください。最終的に証明書類をご提出いただけない場合には、被扶養者から外れていただくこととなりますのでご注意ください。

Q14 近日中に退職します。調書はどうすればよいですか？

破棄せず、会社の健康保険事務担当者経由でお返しく下さい。

Q15 「健康保険被扶養者調書」の職業欄に〔無職・パート・アルバイト・フリーター〕と記載した方に対して「被扶養者現況報告書」を提出させる理由は？

健康問題などやむを得ない理由がなく、就労可能な状況にあるにもかかわらず、就労していない方に対して、検認を厳格に行うためです。

対象になられた方には、別途書類をお送りいたしますのでご協力をお願いいたします。